

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023年6月27日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会〈Loan Market Association〉ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

環境アセスメントに則った投融資で、以下の何れかに該当する投融資（資金用途が以下の通りに限定されている投融資）であること

・FIT法に基づく事業認定を受けたもの

例：気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業
（太陽光発電施設・設備、風力・水力・バイオマス発電施設など）

・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの住宅ローン、アパートローン

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、代表取締役頭取を委員長とする「SDGs推進委員会」にて策定しております。また当該基準への適合性については、「SDGs推進委員会」にて策定した基準に則り、ビジネスソリューション部（気候変動対応・法人向け貸出企画等を所管）、融資部（貸出業務全般を所管）、および個人向け貸出についてはリテールソリューション部（個人向け貸出の企画業務等を所管）で確認を行っております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）

以下4つの要件をすべて満たす融資であること

- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ②融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

ポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適合性については、独立した第三者機関による外部評価を受けております。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

＜商品名 「筑波グリーンローン」＞
資金使途が、グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）に定められているグリーンプロジェクトに該当し、充当プロジェクトを通じた環境改善効果を確認する。また、環境改善効果だけでなく、環境面のネガティブインパクト及びその対応方針等も確認できる融資。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・上記基準は「SDGs推進委員会」で協議し、策定しております。また本商品のフレームワークは、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）」等に整合※することを独立した第三者機関（R&I）が認証しています。

※レポートの内容に関しては原則外部公表しない点などが、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）」等のガイドラインに100%適合するものではありませんが、当行への報告は必須としており、整合性を保持しております。

・本商品基準への適合性の判断は、ビジネスソリューション部（気候変動対応・法人向け貸出企画等を所管）で確認を行っております。

4. 類型その4

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

＜商品名：「筑波サステナビリティ・リンク・ローン」＞
取引先企業の経営戦略に整合した KPI（重要業績評価指標）と、その取組目標値：SPTs（サステナビリティ パフォーマンス ターゲット）を選定・設定し、その達成状況に応じて金利が変動する、取引先企業にインセンティブが発生する融資。目標については、国や各自治体の目標値や業界水準、当社の過去実績等を勘案した「野心性」のある高い目標設定とする。
KPI 候補＝エネルギー効率、温室効果ガス排出量、再生可能エネルギー等（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記基準は「SDGs 推進委員会」で協議し、策定しております。また本商品のフレームワークは、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」等に整合※することを独立した第三者機関（R&I）が認証しています。
- ※SPTs の野心性は、次の(イ)～(ハ)の組み合わせではなく、(イ)～(ハ)のうちいずれか1つから判断している点において、原則等に100%適合しておりませんが、ガイドラインが挙げる野心性判断の観点と合致しており、SPTs の野心性に関しては担保されると判断しております。
- (イ) 国際的な目標との比較
- (ロ) 同業他社や業界団体及び地方公共団体が定める目標との比較
- (ハ) 借入人自身のトラックレコード（過去3年分）や既に見込まれている将来の変動要因等を勘案した数値との比較
- ・本商品基準への適合性の判断は、ビジネスソリューション部（気候変動対応・法人向け貸出企画等を所管）で確認を行っております。

以 上